

## ESTA電子渡航認証システムについてのQ&A

1. どのような時にVWP(ビザ免除プログラム)やESTAが利用できますか？
2. ESTA渡航認証はビザですか？
3. 私は米国ビザを取得しています。ESTA渡航認証は必要でしょうか？
4. 私のパスポートは海外で発行されました。「パスポート発行国」の欄に何を記入したらいいですか？
5. ESTA申請が認証されるまでにどのくらいの時間がかかりますか？
6. 渡航認証は旅行のどのくらい前に申請する必要がありますか？
7. ESTA申請に料金がかかりますか？
8. ESTAを通して渡航認証を再申請しなければならない場合がありますか？
9. 2つ以上のパスポートを所持するVWP渡航者はESTA申請時に使用されたパスポートと違うパスポートを使用して渡米することはできますか？
10. ESTA渡航認証を受けた後、目的地の住所や旅行日程に変更があった場合はどうしたらよいですか？
11. ESTA申請の際に間違い情報を入力した場合はどうしたらいいですか？
12. 「ESTA渡航認証 8月1日から受付開始で、2009年1月12日からは義務化される」とありますが、2008年8月1日から2009年1月11日の間に渡米する場合、ESTA渡航認証の申請をしなくても問題ありませんか？
13. 第3国へ渡航する途中で米国を通過する予定ですが、それでもESTA認証が必要になりますか？
14. ESTA渡航認証を取得していれば米国に入国できますか？
15. ESTA渡航認証が拒否されました。米国への入国が認められる可能性はありますか？
16. ESTA渡航認証の申請手続きは、本人以外が代行して行う事は可能ですか？
17. ESTA渡航認証を印刷し、渡米の際に空港で提出する必要はありますか？

---

### どのような時に VWP(ビザ免除プログラム)や ESTA が利用できますか？

VWP は、VWP 参加国の渡航者が、短期(最長 90 日)の観光・商用目的で、ビザなしで米国に旅行する場合に該当します。2009 年 1 月 12 日以降に VWP を利用する場合は、ESTA 渡航認証を取得しなければなりません。就労や留学など、短期観光・商用以外の目的で渡米する場合はビザが必要で、VWP や ESTA を利用することはできません。

### ESTA 渡航認証はビザですか？

いいえ。ESTA はビザではありません。ビザが必要な場合は、渡米目的に適したビザを申請する必要があります。

**私は米国ビザを取得しています。ESTA 渡航認証は必要でしょうか？**

渡米目的に適した有効なビザを所持して渡米する場合は、ESTA 申請は必要ありません。

**私のパスポートは海外で発行されました。「パスポート発行国」の欄に何を記入したらいいですか？**

あなたの国籍の国を選択してください。例えば、日本のパスポートがアメリカで発行された場合は、「パスポート発行国」の欄は「日本」を選択してください。

**ESTA 申請が認証されるまでにどのくらいの時間がかかりますか？**

ESTAは、可能な範囲内で、渡航者がVWPで渡米する条件を満たしているかをほぼ即座に判定します。ESTA申請の回答には、認証、保留、拒否の3種類あります。認証された場合は、VWPでの渡米が可能です。ESTA申請が認証されなかった場合は、ビザ申請手続きについて国務省のウェブサイト([www.travel.state.gov](http://www.travel.state.gov))で情報を得るよう案内されます。保留の回答を受けた申請者は、最終回答を受取る前にウェブサイトで最新情報を確認する必要があります。最終回答は72時間以内に受けとれることになっています。

**渡航認証は旅行のどのくらい前に申請する必要がありますか？**

米国に渡航する前であれば、いつでも申請することができます。渡航認証は、できる限り早く、旅行計画が立てられ次第申請するようお勧めしています。DHSは、必ずしもすべての渡航が前もって計画されないことを認識していますので、渡航直前の、または緊急渡航の申請にも対応します。

**ESTA 申請に料金がかかりますか？**

DHSは、当初はESTA申請料金を徴収しません。しかし、将来的には有料になる可能性があります。

**ESTA を通して渡航認証を再申請しなければならない場合がありますか？**

はい。ESTA を通して新しい渡航認証が必要なケースがあります。新しいパスポートを取得した場合、氏名、性別、国籍に変更があった場合、「はい、またはいいえ」のESTAの質問に対する回答に変更があった場合は新しい申請書を提出しなければなりません。また、渡航認証の有効期限が切れた場合も、ESTA を通して新しい渡航認証が必要になります。

**2つ以上のパスポートを所持するVWP渡航者はESTA申請時に使用されたパスポートと違うパスポートを使用して渡米することはできますか？**

いいえ、できません。VWP渡航者はESTA申請の時に使用されたパスポートで渡米しなければなりません。もし、新しいパスポートを取得された場合には、再度、ESTA 渡航認証を取得しなければなりません。

**ESTA 渡航認証を受けた後、目的地の住所や旅行日程に変更があった場合はどうしたらよいですか？**

ESTA が承認された後、目的地の住所や旅行日程が変更された場合、申請者は情報を更新することもできますが、義務ではありません。

**ESTA 申請の際に間違い情報を入力した場合はどうしたらいいですか？**

ESTA 申請のウェブサイトでは、入力内容をオンラインで送信する前によく確認することが要求されています。さらに、ESTA ウェブサイトは、送信前に申請者のパスポート番号を再確認することを要求しています。もし申請者がパスポートの情報や個人情報、または伝染病、逮捕歴、犯罪歴、ビザの取消しや強制送還歴の有無などの適性に関する回答を間違った場合で、ESTA 申請書を送信した後に間違いに気づいた場合は新しい申請書を提出しなければなりません。Eメール、電話番号、便名、搭乗地、目的地などの間違いは ESTA の更新機能を用いて更新または修正することができます。

**「ESTA 渡航認証 8 月 1 日から受付開始で、2009 年 1 月 12 日からは義務化される」とありますが、2008 年 8 月 1 日から 2009 年 1 月 11 日の間に渡米する場合、ESTA 渡航認証の申請をしなくても問題ありませんか？**

問題ありません。ESTA 渡航認証は 2009 年 1 月 12 日までは任意です。ただし、入国の可否を決定する米国税関・国境警備局(CBP)審査官が、個々の旅行者の入国を拒否する場合があります。事前に ESTA 渡航認証を取得することで、米国到着時の入国審査で入国が拒否される可能性は低くなりますが、全くなくなるわけではありません。

**第3国へ渡航する途中で米国を通過する予定ですが、それでもESTA 認証が必要になりますか？**

はい。VWP を利用してビザなしで米国を通過するのであれば、2009 年 1 月 12 日以降は ESTA 渡航認証が必要です。

**ESTA 渡航認証を取得していれば米国に入国できますか？**

ESTA 渡航認証は、米国への入国を保証するものではありません。CBP 審査官は、渡航者の入国を拒否する権利を留保しています。

#### **ESTA 渡航認証が拒否されました。米国への入国が認められる可能性はありますか？**

ESTA 渡航認証が拒否された場合、大使館・領事館でビザを申請すれば渡米する条件を満たすことが可能です。ビザ申請手続きについての詳細は、在日米国大使館ホームページ (<http://japan.usembassy.gov>) でご確認ください。

#### **ESTA 渡航認証の申請手続きは、本人以外が代行して行う事は可能ですか？**

はい。渡航者の情報をお持ちであれば、渡航者に代わり ESTA 渡航認証の申請をすることができます。ESTA 申請書に入力する方は、渡航者の名前、生年月日、パスポート番号など個人情報の他に飛行機の便名や米国滞在中の住所などの渡航情報を英語で提供する必要があります。また、オンラインの申請書に入力する方は、伝染病、逮捕歴、犯罪歴、ビザの取消しや強制送還歴の有無などの適性に関する質問にも回答する必要があります。

#### **ESTA 渡航認証を印刷し、渡米の際に空港で提出する必要はありますか？**

渡米の際に ESTA 渡航認証のコピーを提示する必要はありませんが、渡航認証を印刷することをお勧めします。ESTA 渡航認証に記載されている申請番号は ESTA の更新または状況確認の際に必要です。

---

この文書は、米国国土安全保障省の FAQ に基づいて、2008 年 10 月 23 日に、在日米国大使館領事部が日本人渡航者向けに更新したものです。

DHS の FAQ は [こちら](#) をご覧ください。